

慶応三年備後国恵蘇郡百姓一揆の基礎的研究

中山 富 広

はじめに

慶応三年（一八六七）正月二五日未明、中国山地に位置する広島藩領備後国恵蘇郡南部一帯より起こった一揆は、またたく間に郡全体に波及した。本稿はこの「恵蘇郡百姓一揆」の基礎構造と過程とを検討する。昭和三六年、故脇坂昭夫氏によつてはじめて紹介されたこの一揆は、その後幕末広島藩における「世直し」騒動の一事例として位置づけられてきたが、事実認識の点においては脇坂氏の研究に全面的に依拠してきたと言わざるをえない。そこで本稿ではその後の史料発掘によつて得た若干の史料を素材として、脇坂氏の論稿でふれることのなかった一揆の基盤たる農村構造、とくに貧農層や半プロ層といった農民諸階層の具体的な存在形態を明らかにすることに留意しながら、一揆の特質を説明していこうと思う。論点・実証の不十分なところは今後の史料調査で補充していきたいが、農民支配の特質については未考の点が多く、部分的にしかり取りあつかえなかった。この点についてはとりあえず前掲注に示した頼・豊田

慶応三年備後国恵蘇郡百姓一揆の基礎的研究（中山）

氏の論稿を参照されたい。なお紙数の都合上、先学の業績や図表、典拠史料など省略せざるをえなかった。その点、『芸備地方史研究』一三七号に資料紹介を行なつたので参照していただければ幸いである。

註(1) 脇坂昭夫「慶応三年恵蘇郡百姓一揆」『芸備地方史研究』

三六・三九。

(2) 豊田寛三「長州戦争と村落の動向」『近世社会経済史論集』所収、頼祺一「八世直しの状況」下における諸階級の動向」『歴史学研究』七三年度別冊特集号）等々。なお頼「民衆思想論」『講座日本近世史9』所収）は新史料を援用しながら、とくに農民支配の観点から分析を加えられているので参照されたい（二八一―六頁）。

(3) 近年「豪農―半プロ」論、就中半プロ層の存在形態について再検討の必要があることがいわれている。最近では久留島浩氏の佐々木潤之介「世直し」に対する書評（『歴史学研究』

慶応三年備後国恵蘇郡百姓一揆の基礎的研究(中山)

四九二)がある。農村における下層民を半プロ層に一般化してしまふことなく、具体的な存在形態を示すことが、いま必要不可欠な作業であらう。

一、一揆の社会経済的背景

1 幕末期備後国恵蘇郡の概況

文化年間、三次・恵蘇郡の代官の地位にあった頼杏坪が「老の察言」のなかで、一揆多発の難治の郡であると述べているように、恵蘇郡は中国山地に位置し、氣候寒冷、低生産力地域であった。

まず人口の増減をみると、享保六年(一七二二)から文政三年(一八二〇)の一〇〇年間にかけて、約三割も人口が激減していることは注目されよう。一戸あたりの家族人口も文政三年には三・七八人と低く、杏坪のいう「難治之郡柄」(「春草堂秘録」)を裏によく象徴している。人口が増加しつつあった幕末期においても、「彼は出来立米ニ而へ御上納へ引足不申、畑物売捌正米買入御蔵納仕」¹⁾、「御年貢上納跡難渡者共必至飯用差間」²⁾ える状態が慢性的に続いていた。

また恵蘇郡は「荒所」や「揚り百姓」が多く、山間部に特有な製紙業もみられず、浮儲に乏しいところであった。時代がやや遡る宝暦期(寛政期の差出帳によると、三組(比和・高野山・口村)二十七か村のうち「浮儲無御座」とした村が八か村もあり、残りは山稼、運輸、製鉄に携わっていることがわかる。これは一揆の発火点となった

表1 持高別階層構成の事例

	本宿原村 ¹⁾	元常谷 ²⁾	岡大内村 ³⁾	新市村 ⁴⁾	鹿瀬村 ⁵⁾	田原村			郡内内村 ¹⁰⁾	
	(明暦2)	(文政11)	(明治3)	(明治3)	(明治13)	(明暦4) ⁶⁾	(宝暦6) ⁷⁾	(寛政7) ⁸⁾	(慶応元) ⁹⁾	(文久元)
30石以上-40石未満	1				2	1			1	1
20 -30米	2				7	2	1		2	2
15 -20	6	2		2	6	3	1	3	5	1
12 -15	8	4	2	6	48	3	9	11	4	3
10 -12	10	7	2	6		2	4	6	6	13
7 -10	19	7	11	10	25	5	2	2	2	9
5 -7	12	4	5	6		2	2	2	1	4
3 -5	10		4	6		2	2	8	4	4
1 -3	19		4	3		5	4	6	1	2
1石未満	19		2	2	7	11	6	7	7	7
無高・浮過	7		8	17	7	7	7	7	7	7
員数計	106	24	38	58	100	32	31	31	27	40
村高計	704.67石	267.612石	256.169石	230.751石*	799.454石	252.162石	253.891石	253.891石	253.891石	291.686石

注1) 「古庄原地平帳」(『比和の自然と歴史』第4集)による。なお当時は元常谷も含んでいた。元禄年間分離。
 2) 「人別名寄帳」(近藤家文書)による。
 3) 「恵蘇郡岡大内村戸口帳」(伊吹家文書)による。
 4) 「恵蘇郡新市村戸口帳」(同上)による。ただし「在方分」のみ。*は浮過14、五郎左衛門下作2、(伊吹)栗四郎下作1。* = の村高は58戸分のみ。
 5) 武井博明「幕末期高島藩における一揆大騒ぎ」(『滋陽地方史研究』47)による。ただし区分単位は反対であったが、1反=1石としてそのまま用いた。
 6) 「備後国恵蘇郡田原村地平帳」(庄原市文化財保護委員会「第一期資料集」)による。
 7) 「備後国恵蘇郡田原村名寄帳」(同上)による。
 8) 河村乾二郎「恵蘇郡田原村百姓人別現家株式取り分け帳」(『滋陽地方史研究』41・42)による。
 9) 「恵蘇郡田原村百姓人別現家株式取り分け帳」(『第一期資料集』)による。
 10) 「取組内村人別定高帖」(岩竹家文書)。*は一軒村突を含む。史料の性質上一部に入作を含むものと考えらる。

惠蘇郡南部(山内南北両組)においてもほぼ同様である。本郷村では「百姓共農間稼之義男女とも一円無御座」、尾引村では「百姓共農間稼之儀、草履・わらじ・糶少々手取致し、其外御秩荷物庄原町方吉舎町・三次町へ少々運送駄賃儲仕候」状態であった。明治一〇年の「全国農産表」をみても、米・麦・雑穀がほとんどであり、わずかに綿・麻・茶が栽培されているにすぎない。これらの点からすると、近世後期瀬戸内海沿岸地域でみられたようないわゆる商業的農業の展開を認めることはできない。

さて最後に、持高別階層構成から惠蘇郡農村の特質を指摘してこう(表1)。第一に、田原村に明らかかなように、近世を通じて名請百姓数がほぼ一定であること。すなわち後藤陽一氏が瀬戸内沿岸地域で分析したように、享保から文政の一〇〇年間にかけて名請百姓数が倍加している事実とは著しい対蹠を示している。第二に、これも田原村をみれば明らかかなように、五石以下層の減少が指摘できる。したがって第三に、両極分解という農民層の分化の事実は析出できず、典型的には元常谷のように五〜二〇石に集中する傾向を示している。また半プロ層に指定される浮過の数も少なく、表示のほかに、本郷村では安政期に百姓七五軒・浮過六軒、同じく尾引村で百姓四六軒・浮過五軒と低い割合にすぎない。これも沿岸地域と著しい対蹠をなしている。

註(1)(3)(5) 広島県庄原市岩武家文書「御尋之趣申上頭書本館蔵
控」(安政三年)。

慶応三年備後国惠蘇郡百姓一揆の基礎的研究(中山)

(2) 広島県比婆郡高野町伊吹家文書「御紙上書扣」(文久三年)。
(4) 後藤陽一「一九世紀山陽筋農村における富農経営の性格」
『史学雑誌』六三―七。

2 村借財と趣法米

——広島藩文久改革の一側面として——

前項で述べたように惠蘇郡は極度の難波郡であった。ところで頼杏坪は現実の農村の疲弊に接して、高利の借米銀による「民力」の衰弱、それを凌ぐための「御下ケ米」の拝借といった農民の慢性的な負債状況を知り、広島藩の「御下ケ米」が決して農村を「本復」にする途にはなりえないと藩の政策構造を批判した。杏坪は広島藩の農民支配をたとえて「病気差重り候上ニ而人參相用ひ候而も難届様成物哉と奉存候」と批判し、彼自身「重り不申前ニ養生仕」―年貢減免論を展開するのである(「杏翁意見」)。

しかしその後も藩がとった政策は「養生」策ではなく、農民に貸し与えた「人參」の回収であった。すなわちこれが天保年間より実施された趣法米である。趣法米とは、これまでの未進年貢米や貸付米銀の上納を免除し、そのかわりに二割の利子をつけて年賦で取立てて郡独自に積みため、殖産や借金返済に苦しむ農民に融資しようとした、農村疲弊防止をめざした趣法であった。以下、趣法米を検討するのは、一揆の発端がこの趣法米の運営に農民が疑惑をもったことにあるからであり、かつ惠蘇郡における支配の特質がこの趣法米取立てに集中的に表現されていると考えられるからである。

表2 恵蘇郡高野山組の借米高

	元治元年 借米累高	明治元年 借米累高	村 高	戸数	元治元年 における1戸 当たり借米	明治元年 における1戸 当たり借米
奥門田村	323.3193 ^石	214.7721 ^石	229.805 ^石	40 ^戸	8.0829 ^石	5.3693 ^石
中門田村	480.583	359.1646	203.278	26	18.4839	13.814
下門田村	503.5072	308.9552	224.907	34	14.809	9.0869
上里原村	678.0102	462.9908	219.941	28	24.2146	16.5353
高暮村	297.8628	195.6448	232.325	39	7.6375	5.0165
岡大内村	530.8122	390.7772	242.045	37	14.3462	10.5615
和南原村	805.7859	609.2331	434.897	63	12.7902	9.6703
新市村	1190.6858	846.2668	592.179	188	6.3334	4.5014
南村	928.9195	656.5552	313.09	32	29.0287	20.5173
上湯川村	515.0227	364.4377	334.482	40	12.8755	9.1109
下湯川村	488.2379	337.1415	301.522	36	13.5621	9.365
計	6742.7465	4745.939	3328.471	563	11.9765	8.4297

注) 伊吹家文書「恵蘇郡各村御貸米口々返上残元書出帳」(明治元年) および「恵蘇郡高野山組御高戸数人数等取約辻寄帳」(明治2年) より作成。

元治元年(一八六四)、旧来の趣法米は文久改革を契機として改変され、新趣法米なる取立て方式にかわるが、その分析の前に村々の藩府への借米高についてみておこう。表2は高野山組村々の元治元年と明治元年における累積借米高、ならびに一戸当たりの借米高を示したものである。元治元年に六七四二石余の借米で、全村とも借米高が村高をはるかに越えている。一戸当たりの借米高をみてみると多い村で南村の二九石余、少ないところで新市村の六・三石余であり、これに農民相互の借米銀の私借を考えるならば、莫大な借米銀のもとで疲弊にあえぐ農民の存在を想像することは容易である。ゆえに比和勤番所からの、家の戸口に持高や借財を書いて張らせるという農民にとってはこの上もない屈辱的な触書は、決して誇大化されたものではないことが理解されよう。

さて文久三年(一八六三)より着手された広島藩の郡政改革の本質は封建反動とするのが通説となっている。ここでは文久改革の一環として実施された新趣法米取立てについて検討を加え、その性格を明らかにしておきたい。史料の制約もあっていまだ明らかでない部分もあるが、代官添田伊久登の達書にその政策意図や基本的な取立方式を窺うことができる。

それによると新趣法の概要は、(一)これまで永年賦等で上納していた借米を、年賦(七か年および五か年賦)で取立てる。したがって前年度までとは違って一六一六石余の「多分之増取立」になる。(二)しかしこの趣法米の用途は高利の借米に苦しむ農民のために「高利払替方へふり向」け、かつ積立てられた趣法米には一割の利息をつ

表3 高野山組の免割

			弘化3年	慶応3年
定諸諸諸	物	成	1053.15	1052.618
	上納	米	59.9095	77.7695
	入役	米	384.2635	322.4571
面取立	返上	米		319.7091
	切畑	定物	36.817	37.349
		新畑	成	12.135
	毛上	合力	111.6284	
		見取	米	0.194
	作食	元利		851.5277
		返上	米	
	諸草	米		22.9825
		別不足	元利	
	計			1658.0974

注) 伊吹家文書「惠蘇郡高野山組当御免割辻寄増減横貫帳」(弘化3年)、「惠蘇郡高野山組御免割増減辻寄帳」(慶応3年)による。

ける。(自)そしてこの「多分之増取立」は年貢免割を郡全体で二七〇一石余減免しているもので、農民にとつては「余程之免下り」になること、の三点である。つまりこの年あらたに六一六石余の増取立てもなつても減免分を考慮すれば、前年と比較してもなお一〇八五石の減免となるから「此上もなき結構之事」であるという。
しかし事實ははたして代官添田の口演どおりであつただらうか。また趙法米が実際に農民の「高利払替方」へふり向けられたかについてともいまのところ明らかでない。そこで次に「郡免割之減少」といわれた農民負担の状況をみておこう。表3は高野山組における弘

表4 高野山組岡大内村の免割

			文久元年	文久2年	元治元年	慶応3年	
定諸諸	物	成	79.943	79.943	79.943	79.745	
	出役	米	42.7454	42.7454	39.3303	28.2883	
	返上	米			10.5	21.49	
面取立	切畑	定物	2.373	2.373	2.373	2.571	
		新開	成	4.224	4.244	4.224	4.224
	欠不	足		9.2288	4.3735		
		貸物	返上			22.2535	9.9
	作食	元利			65.55	67.65	
		証文	借当返上				10.2
	計			129.2854	138.5142	228.5473	223.0583

注) 伊吹家文書「惠蘇郡岡大内村御免割帳」(文久2年)、「惠蘇郡岡大内村当御免割帳」(元治元年・慶応3年)による。

表5 高野山組における趣法米積立額

	新市村	和南原村	岡大内村	上里原村	高暮村
a 子年返上趣法御預米	73.5039 ^石	36.0434 ^石	32.7535 ^石	73.6147 ^石	12.9764 ^石
a' 利(丑年利足)	7.3504	3.6043	3.2753	7.3615	1.2976
b 丑年返上趣法御預米	84.3585	55.0238	35.5686	27.07	29.3556
c 小計(a + a' + b)	165.2128	94.6715	71.5974	108.0462	43.6296
c' 利(寅年利足)	16.5213	9.4671	7.1597	10.8046	4.363
d 寅年返上趣法御預米	70.3533	50.9428	31.39	26.3	28.862
e 小計(c + c' + d)	252.0874	155.0814	110.1471	141.1508	76.8546
e' 利(卯年利足)	25.2087	15.5081	11.0147	14.5151	7.6855
f 卯年返上趣法御預米	70.3533	50.9428	31.39	26.3	28.862
総計	347.6494	221.5323	152.5518	185.9659	113.4021
内(利足分)	(49.0804)	(28.5719)	(21.4497)	(32.6812)	(13.3461)

慶応三年備後国恵蘇郡百姓一揆の基礎的研究(中山)

下門田村	中門田村	奥門田村	南村	下湯川村	上湯川村	計
31.112 ^石	16.9775 ^石	15.67 ^石	90.9968 ^石	38.8049 ^石	38.6118 ^石	461.0649 ^石
3.1112	1.6977	1.567	9.0997	3.8805	3.8612	46.1064
20.96	35.1089	30.6067	35.4884	42.4497	37.1083	433.0985
55.1832	53.7841	47.8437	135.5849	85.1351	79.5813	940.2698
5.5183	5.3784	4.7844	13.5585	8.5135	7.9581	94.0269
19.8	32.465	30.607	35.7121	83.3389	36.0	395.7711
80.5015	91.6275	83.2351	184.8555	126.9875	123.5395	1430.0678
8.0501	9.1627	8.3235	18.4855	12.6987	12.3539	143.0065
19.8	32.295	30.607	35.7121	32.351	36.0	394.6132
108.3516	133.0852	122.1656	239.0531	172.0372	171.8933	1967.6875
(16.6796)	(16.2388)	(14.6749)	(41.1437)	(25.0927)	(24.1732)	(283.1398)

注) 伊吹家文書「恵蘇郡高野山組諸返上趣法取立米書出帳」より作成。子年は元治元年。

化三年（一八四六）と慶応三年の免割を比較したものであるが、全体的にはおよそ一七五%の増加となっている。ちなみに慶応三年分から諸返上米¹趣法米五二石余と、作食米元利の元米七七石余（利息一割）とを差引いても一六一七石余となり、弘化三年の免割と差はない。もっとも弘化三年と慶応三年の二か年だけで比較するのは危険であるから、次に表4を作成してみた。高野山組岡大内村の免割状況である。前述の方式で改革後の二か年を計算してみると、元治元年一三六石余、慶応三年一三〇石余となり、改革前と比べてもそう変動はみられない。したがって代官添田伊久登のいう「郡免割之減少」が実際に行なわれたとは考えがたいのである。まさに趣法米の「増取立」が増徴部分として農民の負担となっていたのである。表3・表4によれば負担の総額は実に二倍近くに増えている。この事実からすれば、新趣法米取立ては郡政改革の一環として、恵蘇郡で実現された封建反動的な一政策であったと評価できる。

最後に、この趣法米積み立ての実態を確認しておこう（表5）。表5に示したごとく各積立て米には一割の利息がつけられている。新市村を例にとると、四年間に三〇〇石足らずの積立てで三四七石余積立てたことになる（もちろん、これまでの借米に対する藩の貸付け利息は二割だから、実質的には利息一割の年賦）。しかしこれら趣法米が順当に積み立てられたとは考えられない。山内南北組、口村組村々では「作食基立返納米」が「其後村々難波仕法相約」⁶ったために、「必至難捌未進出来湧」⁶すなわち趣法米積立てのために作食米元利（趣法米よりはるかに多額であることに注意）が未進の状態に

なっているのである。さきに頼杏坪の言を借りて比喩的に述べたように、幕末広島藩の支配は「養生」策ではなく、利足付きの「人參」の貸与とその回収にあった。さらに慶応三年三月、藩は恵蘇郡において「第一百姓共皆我が身之上之事ニ候得者、上へ之もたれ氣斗りニ而者所詮行届候訳ニハ無之候間、種々相稼キ・食延し方厚勤弁いたし不申而者、天道ニモ相叶不申義ニ候」と、「人參」の貸与さえ拒否する方向をとったのである。

さてこのような屈辱的な支配と難波郡のなかで農民がいかに存在していたか、それが次項以下の課題である。

註(1) 前掲脇坂論文、しかし氏の典拠史料は不明である。

(2) 伊吹家文書「御紙上書扣」（文久三年）、『広島県史 近世資料編Ⅳ』二一四号、なお頼「民衆思想論」を参照されたい。

(3) 畑中誠治「幕末広島藩における藩政改革について」（『広島大学文学部紀要』二七―一）、氏の理解に基本的に賛同するが、支配機構の考察にとどまらず農村の動向と密接にからめながら論を展開すべきであろう。

(4) (6) 伊吹家文書「添田伊久登⁶恵蘇郡各村返納米ニ付達書」（元治元年）、趣法米の取立方式は組ごとに異なっており、詳細な内容は不明である。

(5) 足利角藏著「神川平助事蹟録」（昭和八年刊）によれば、「仕法として費やせし処は実に小民の欲を買いたる極微益に

過ぎず」、「取立の米に対して九牛の一毛にだに及ばず」と記されており、農民の「高利私替方」へふり向けられたことは認めがたい。

(7) 伊吹家文書「御紙上書扣」(文久三年)。

3 農民の存在形態(その1)

——元常谷を中心として——

ここでは主に元常谷における上位農民の経営についてふれ、次項で田原村を素材として農民層の実態について立ち入っていきたい。

元常谷(現広島県比婆郡比和町)は比和村の東に位置し、いまでもひっそりとした谷あいの、小さな村である。表1に文政一一年(一八二六)段階の持高別階層構成を示しておいた。村高二六二石余、戸数二四戸(幕末にいたっても不変)、村高のうち無主地一八石余で、前述したように典型的な中位への集中を特色としている。

さて表6はその林右衛門家の貢租高と上納高ならびに文久元年以降の収穫高を示したものであるが、注目すべき点をいくつか述べてみたい。第一に、弘化(安政年間には未進が多く、安政六年・万延元年以降は年貢皆済となっていることである(明治二年凶作時は明らかに未進)。第二に、作食米元利と諸返上米の減少に伴なって貢租額が文久以降低下の傾向にあるということ。この二点からすると、林右衛門家は文久以降安定的な経営を保っていたと言えよう。ただこの安定が生産力的発展を基礎にしていたのかどうか、史料の制約上明らかでない。表から言えることは元治元年までに諸返上

米(趣法米)と作食米元利を返済していることは確かであり、おそらく天保・弘化年間の凶作による未進や拝借米元利の返済が安政年間まで及んだとするのが実情に近いと思われる。とにかく文久以降は手元に残る作得米が毎年一〇〇石もあつたわけである。第三として諸掛米にも触れなければならないが、これは後述(二節2)することとして、次に組頭信平家の経営収支の検討にうつる。

元常谷の庄屋は川北村からの入役であるから、信平家は谷内では最高の家格であった。文政一一年における持高は一二石余であるが、表7の剰余米(ここでは収穫米より貢租・飯用米を差引いた残りを剰余米としている)から推測して、幕末期には一五〇石ぐらゐと思われる。文久元年(一八六一)と同三年の「大福万覚帳」から信平家の経営収支を算出したものが表7である。収支差引が文久元年に五四匁余、同三年に三九〇匁余と赤字になっていることに注目したい。しかしこれは貸付米と前年度貸付返却米を見れば明らかのように、貸付返却米が十分回収されていないためにおこつた現象であることがわかる。したがって実質的には黒字であつたことは言うまでもない。

その信平家の貸付米を谷内に限って整理したのが表8である。明治二年は未曾有の大凶作であつたから例外としても、持高の小さい農民に限らず、一〇石以上の農民も貸付の対象となつている。また表の右欄は、郡役所(比和勤番所)からの借米高であるが、この場合、田畑を質入れして米を借りているのである(これが郡役所直営の質場所か)。吉右衛門や友右衛門にみられるように一二石台の持

表6 元常谷林右衛門家の貢租内容と上納高

	所持高	物成	諸掛米	作食米 元利	諸返 上米	計	上納計	差引	収穫高
弘化2	16.98	9.339	1.866	5.8655	0.36	17.4305	11.5615	5.869	
〃 3	16.98	9.339	1.47	3.923	0.439	*15.597	16.99	*1.593	過
〃 4	16.98	9.339	1.47	0.928	3.267	15.004	15.004	0	
嘉永元	16.98	9.339	1.47	0.392	3.247	14.958	?	?	
〃 2	16.98	9.339	1.47	0.972	1.2	12.981	11.304	1.677	
〃 3	16.98	9.339	1.81	1.2393	1.5747	13.963	5.757	8.206	
〃 4	16.98	9.339	2.1322	1.922	3.4793	16.8725	13.5914	3.2811	
〃 5	16.98	9.339	1.7789	1.635	2.2087	14.9616	11.4235	*3.4981	
〃 6	16.98	9.339	2.0676	2.4753	5.1461	19.028	19.3818	過0.3538	
安政元	16.98	9.339	1.8129	2.1255	0.9433	14.2207	11.7778	2.4429	
〃 2	16.98	9.339	1.8329	1.744	4.3842	*17.2801	13.7346	3.5455	
〃 3	16.98	9.339	1.8129	1.7004	4.8333	17.6856	13.9376	3.748	
〃 4	16.98	9.339	1.8129	2.1437	0.02	13.3156	13.3156	0	
〃 5	16.98	9.339	1.6042	1.635	0.02	*12.8069	10.576	2.2309	
〃 6	16.98	9.339	1.8129	0	2.2359	*13.7416	13.7416	0	
万延元	16.98	9.339	1.8129	1.2121	0.9266	13.2906	13.2906	0	
文久元	16.98	9.339	1.0488	0.65	0.79	*11.8318	11.8318	0	21.18
〃 2	16.98	9.339	1.0488	0.654	0.02	11.0618	11.0618	0	31.05
〃 3	16.98	9.339	1.0488	0.654	0.02	11.0618	11.0618	0	24.48
元治元	16.98	10.188	0.03	0	0.02	10.238	10.612	過0.374	27.35
慶応元	16.98	10.2729	0.03	0	0	10.3029	10.3029	0	24.46
〃 2	16.98	10.222	0.03	0	0	10.252	10.252	0	24.36
〃 3	16.98	10.9012	0.6214	1.21	0	12.7326	12.7326	0	27.37
明治元	16.98	10.7483	0.03	0.66	0	11.4383	11.4383	0	31.04
〃 2	16.98	8.9994	0.03	1.32	0	10.3494	?	?	10.44
〃 3	14.573	7.7237	0.03	0	9.08 +α**	?	16.8347	?	23.01
〃 4	14.573	8.307	0.03	0.44	1.3	10.077	10.077	0	23.214

注1) 比和町田中家文書、各年度「元常谷御年貢米受取通」による。但し、収穫高は「田地年々収穫覚帳」による。

2) *は、実数値と合わないが、原史料の値をそのまま記入した。**のαは「庄屋元替元利」分。

表7 信平家の収支状況

		文久元	文久3
収 入	米貸米代	10.5 石	16.553石
	余年度却売	6.955石	918.71 匁
	剩前付薬	20 匁	31.5 匁
	計	2638.25 匁	3019.34 匁
支 出	米費	9.728石	15.39 石
	付食諸	60.7 匁	160.1 匁
	植牛	20 匁	? 匁
	日購入	49.3 匁	? 匁
	諸薬	226.67 匁	217.44 匁
	諸諸	18.99 匁	13.1 匁
	入賄の	738.3 匁	1038.97 匁
	計	0.455石	0.45 石
	52.4 匁	—	
	2692.46 匁	3409.61 匁	
差 引		-54.21 匁	-390.27 匁

- 注1) 比婆郡比和町近藤家文書、「大福万覚帳」(万延2年,文久3年)より作成。
 2) 文久元年は石相場にしたがって石に付き150目、文久3年は125匁とした。
 3) 公課、飯用米はあらかじめ捨象した。したがって副食費は酒、塩、その他副食品の支出である。

高であっても大口の借米をしている。このような点からすると、恵蘇郡においては一〇石以上の農民といえども決して安定的たりえない状況であったことがわかる(次項参照)。

次に同じく安政二年(一八五五)における信平家の日雇をみてみると、良兵衛(一一石余)・林右衛門(一七石)・源六(一二石余)らも日雇労働を提供しているのである。日雇賃は一日一人平均、銀にして〇・四〇・五匁、米では五合から一升となっている。さしたる「浮儲」が存在しない元常谷において、これら貸銀が少額であっても被雇備農民にとっては貴重な収入源であった。
 以上、上位農民の経営分析の視点から農民の存在形態をみてきた

表8 谷内百姓への貸付米

	A 文政11年の持高	B 信平家の貸付米				C 郡役所の貸付米	
		安政2	文久元	文久3	明治2	慶応元	慶応2
溝下	15.656 石	0.3 石			0.11 石		
下屋	15.34				0.3		1.2
幸丈	12.722	2.0		0.3	1.2	8.6801	5.6
四右衛門	12.377	2.0		0.95		7.7948	
郎右衛門	12.112	0.3	0.06	0.06	0.15		1.0
中角	11.411	0.9	0.15	0.3	0.1		1.9
下有	10.601		0.2		0.6		
上浜	10.526				1.5		
堂段	10.445	2.3			0.9	8.7043	4.0
中屋	10.217	0.3					
上実	8.995	0.35			1.0		
中宮	8.991			0.3			
中宮	8.842			0.3		0.75	3.1037
呂崎	8.991			0.3			1.8
道下	7.946			0.4			3.1333
横地	6.015	0.3			0.3		
山根	5.422		0.35	0.6	1.5		
前実	5.318		0.11			1.47	3.2

注) Aは比和町近藤家文書「人別名寄帳」(文政11年)、Bは近藤家文書「大福万覚帳」、Cは庄原市黒田家文書「恵蘇郡元常谷人別拝借証文」による。

が、要約すると、持高一〇石以上の農民であっても決して安定的な経営たりえないこと。したがって一部の村役人は必然的に高利貸の性格を帯びてくる。貧農層（一般農民層と言っても過言ではない）は家計補充のため、村役人層へ労働力を提供し賃銀を得る。この三点につきるであらう。

しかしその賃稼ぎの機会が数多く存在したわけではない。たとえば山内北組本郷村庄屋嘉右衛門家の日雇状況を検討すると、集中的な労働力を要する農繁期以外は、日雇の機会が閉ざされており、とくに文久元年には五月・六月・十二月は日雇を入れず、「座」をもつ譜代的農民でまかなっている。多くの農民にとって労働力を提供したくても、それを受け入れる賃労働の場は少なかったのである。そのことは一揆終結後の慶応三年二月、「今度百姓共多人数相集り候根元者、去年不作之所御年貢方之義ハ志宜上納致、其跡難渋及候より差通り不風俗之所業ニも到り候（中略）村方成立之もの共普請作事相管候ものも可有之歟、尤其儀見合之ものへ手当て之飯用等相等之直段ヲ以売払遣シ、相互ニ実意勘弁相尽⁵」せ、という藩の触書にもよく表現されている。これは賃労働の機会を成立農民が普請作事を行なうことよって拡大せよということにはかならない。これはまさに商品生産に乏しい後進地かつ難渋郡を象徴する触書であった。

註(1) 比婆郡比和町近藤家文書「元常谷当御年貢諸上納中算用セリり帳」（慶応四年）。

(2) この点からすると、表2に示した村借財は主に中・下層農

慶応三年備後国恵蘇郡百姓一揆の基礎的研究（中山）

民のそれであったとすることができ。

(3) このような現象は恵蘇郡においては一般的であった。意味あいは若干異なるが、慶応三年新市町年寄と下湯川村庄屋は藩から米を拝借したが、返済期限まで「元利皆済之業難出来」く、九九石のうち五四石の返済にとどまった。原因は「其実難渋者共へ貸付罷在悉皆ハ難約」いからであった（伊吹家文書「御紙上扣帳」）。

(4) 庄原市岩武家文書「万貫帳」（万延二年）。

(5) 岩武家文書「郡中惣百姓騒動一件諸扣」（慶応三年）。

4 農民の存在形態（その2）

—— 田原村を中心として ——

本項は恵蘇郡でも南部に位置する山内北組田原村を取りあげる。寛政四年（一七九二）の差出帳によれば、田原村は「中下之村与相見へ申候得共、薪草山無御座村内地せまく浮所務無御座、渡世かせき無御座万事難渋任候故、下々之村と相見へ申候」と記され、維新期の差出帳においても同様の記載がみられるが、「近年ハ用水も相届只今にて中ノ上とも相当可申候」と村内環境の向上はあったようである。ここでは慶応元年（一八六四）の「恵蘇郡田原村百姓人別現実株式取り分ヶ帳」の分析を試みたい。この史料は持高一〇石以上が一二軒と約半数近く存在し、しかも牛馬のほとんどが彼らに集中していることを記している点においては、史料的にもそれほどめあたらしいものではない。しかし本史料のユニークな点は、個々の

表9 持高と等級の相関

持高	1石未満	1 ~ 3	3 ~ 5	5 ~ 7	7 ~ 8	8 ~ 10	10 ~ 12	12 ~ 15	15 ~ 20	20 ~ 30	計
上々		25				16		7	2		2
上							10	8	3	1	3
上下		22 23					9	6			2
中上			21	19 20	18	14	11	4 5			3
中下		24			17	13 15	12				10
下々	26 27										7

注) 番号は持高の多い順番である。

農民に上々・上……下・下々などと等級が記されていることである。この等級づけは持高や貢租負担、家族人口や借財さらには渡世稼ぎなどを考慮した総合的判定である。それを持高との相関で表示したのが表9である。

①(組頭)・②(庄屋)の上々は当然であるとしても、持高一・〇九石の②が上に、八・三八五石の⑯がこれまた上に等級づけられ、逆に③が中上、④⑤が下にランクされているのは注目される。

そこで表10に全農民の農業経営の実態とでもいうべき項目をぬきだして整理してみた。気づいた点を二、三指摘しておく。第一に、農業収支

の差引とその持高に対する百分比に表現されているが、等級が上がるにつれて収支差引も百分比も高くなっている——但し中上は例外——ことである。②台右衛門の七石余、三八%を筆頭に①⑦と続く。⑯⑳は小高持ながら百分比では二〇%前後と高い数値を示している。それに比して下・下々は相対的に低い数値である。特に持高別では上位にランクされる④⑥⑦、⑤喜七は収支差引が一石台で、百分比も一〇%前後にとどまっている。第二に、第一で述べたことを規定する大きな要因として、有米に注目しなければならぬ。中上より上の等級では持高を上まわっているが、⑩⑱⑲等々にみられるように有米が持高に達していない例もあり、全体的に持高に対する有米の比率は低い。この点にも恵蘇郡の生産力的様相が看取される。第三に、支出に占める趣法米の割合である。すなわち下々は支出の一割近くを占め、上々・上ではゼロに近い比率を示している。前項注(2)でふれたように、趣法米取立てはおもに中・下層農民にいつその負担をかけることを意味していたのである。

以上三点にわたって表10から概観したが、次に家族構成を示した表11を参照しながら、それぞれの等級ごとに立ちいって検討を加えてみよう。

1上々 彼らは村役人層である。②台右衛門家で女性が「農業仕候」でなく、「働キ申候」と記されている。これは②が庄屋であり下人を擁しているため、婦人が直接野外労働に従事せず、「婦人木綿織之義者銘々ニ遣用程者相調候」といった程度の家内労働に従事していたからである。表示したように、①で家来三人、②で下男一人

表10 田原村民の農業収支と階層構成

等級	人名	A. 持高	B. 有米	C. 支出	架免比	越法米比	差引 (B-C)	(B-C)/A
		石	石	石	%	%	石	%
I 上々	①権四郎	22.478	24.19	18.33	89.52	0	5.86	26.07
	②台右衛門	18.964	25.845	18.638	74.28	0	7.207	38.0
II 上	⑦市三郎	13.0	18.08	13.2359	76.98	0.03	4.8441	37.26
	⑯孫八	8.385	8.7581	6.829	69.99	0.06	1.9291	23.01
	⑳鈴吉	1.09	1.15	0.954	83.33	0	0.196	17.98
III 上下	⑧周右衛門	12.832	14.95	12.4087	75.49	2.72	2.5413	19.80
	⑩藤右衛門	11.846	14.0	11.5308	74.99	4.63	2.4692	20.84
IV 中上	③定右衛門	15.536	18.52	14.8027	76.61	3.75	3.7173	23.93
	⑥市太郎	13.14	15.43	12.346	77.71	4.22	3.084	23.47
	⑨彦十郎	11.895	16.0	11.2559	77.14	2.67	4.7441	39.88
V 下	④甚六	14.817	15.875	14.577	74.34	6.89	1.298	8.76
	⑤喜七郎	14.3	15.325	13.6979	76.20	3.35	1.6271	11.38
	⑪台右衛門受	11.334	10.15	9.0323	91.59	1.35	1.1177	9.86
	⑬権右衛門	8.477	10.2	8.9006	69.52	6.12	1.2994	15.33
	⑮広三郎	7.215	7.8	6.7285	78.28	9.52	1.0715	14.85
	⑰六右衛門	6.809	7.37	5.7965	85.74	2.39	1.5735	23.11
	⑳国吉	6.777	6.6	6.285	78.71	3.85	0.315	4.65
	㉑喜七郎受	4.968	5.02	4.393	82.54	4.21	0.627	12.62
	㉒喜七郎受	2.773	2.73	2.451	82.58	0	0.279	10.06
㉓十次郎	2.444	2.92	2.455	72.67	6.31	0.465	19.03	
VI 下々	⑫忠七	10.602	8.95	9.805	78.93	8.79	-0.855	-8.06
	⑬喜作	9.88	9.925	9.619	73.46	8.36	0.306	3.10
	⑮常平	8.457	8.4	8.1986	75.29	8.13	0.2014	2.38
	⑰樋次郎	7.322	7.15	7.2108	74.12	9.29	-0.0608	-0.83
	⑳新十郎	1.779	2.18	2.675	48.52	9.76	-0.495	-27.82
	㉑次四郎	0.383	0.27	0.351	79.49	0	-0.081	-21.15
	㉒くま	0.334	0.4	0.356	68.26	0	0.044	13.17

注) C. 支出は貢租と種籾等の農業支出である。

を雇っていることは、村役人層が一般農民層に対して経営的に優位にあってからにはかならないが、彼らは表10の収支差引のほかに庄屋・組頭給を得、特に②には恵蘇郡における矛盾の表現である三五夫代が付加されるわけである。また前項で得た分析の結果から推測すれば、一般農民層(特に下・下々)に対し高利貸を行っていたのである(後述)。

II 上 ここでは⑯⑳がなせ上にあげられたか検討するが、その前に⑦市三郎家にふれておく。⑦は有米の持高に対する比率が村内で最も高く(持高に対する指数一三九)、生産力的諸条件に恵まれ

表11 田原村農民の家族構成

	家族人口	農業仕候	働キ申候	諸稼ぎ				無就業	雇備労働
				農業ほ か日雇 仕	奉公	商い	その他		
I	① 7	43 38 29					95 72 29 2	家来3	
	② 7	45 25 17	42 21 19				73	下男1	
II	⑦ 7	50 43 38					157 7 5 3		
	⑯ 8	38 25 20 16 15 50					62 4		
	⑳ 1			40					
III	⑧ 7	31 26		50 48			9 7 2		
	⑩ 5	46 39 23					9 4		
IV	③ 3	27 25					69	下男1	
	⑥ 6	45 26				48 (喰物)	26 8 6		
	⑨ 9	39 25	35		22	35	79 10 6 4		
V	④ 5	32 23 22 18					2		
	⑤ 7	25 24 19	33			42 (桶屋職)	76 5		
	⑭ 5	50 25 24 16					60		
	⑰ 1	52							
	⑰ 1						72		
	⑳ 2	49 26							
	㉓ 3	43			11		9		
VI	⑫ 5	44			18 16		12 6		
	⑬ 7	32 31			28		46 14 11 8		
	⑮ 4	42 35					9 4		
	⑰ 5	40 24				49 (屋根ふき職)	9 3		
	㉔ 2			28					
	㉖ 3			55 48	16				
	㉗ 2			49	19				

注) □は男、○は女、■は戸主を示す。ただし、①-老右衛門受、②-喜七郎受は家族構成不明につき省略

ていた。しかし彼のような上位農民であっても家族内に〔Ⅷ〕が
残されている点に、難渋郡としての特色がよく表現されている（Ⅷ
1参照）。表1で近世を通じて名請百姓が増加していないのは、この
ように分家を創出しえない状況に規定されていたのである。さて⑥
孫八家であるが、家族八人に農業収支一・九石余で成立が保障され
たかどうか疑問が残るし、上に位置づけられた積極的契機も牛馬を
一頭ずつ所有している以外には見いだせない。肥料は「市村鳥着山
ニ而凡拾五駄刈り取其外ハ買受代米払」い、薪も「買受仕払」、年間
一・三石の肥草薪代を支出している。おそらく表示したような「農
業仕候」だけではなく、牛馬を駆使した駄賃稼や日雇稼にも従事し
ていたであろう。次に⑨鈴吉であるが、これは「半プロ」と呼ば
れる範疇である。わずか一反たらずの田畑を耕作しながら日雇に従
事しているのである。それでいて上にランクされているのは例外と
言えるが、ⅠⅡ層と趣法米支出が少ないことで共通しており、独身
という条件のもとで天保ノ安政期に安定した経営を保ってきたこと
が想定される。⁽⁵⁾

Ⅲ上下・Ⅳ中上 この五軒は持高別にみてもほぼ二〇〜二五石
で、田原村における中位の農民層である。収支差引も二・五石以上
あり、農業経営だけでぎりぎり再生産できる階層であった。⑨彦
十郎家が収支差引も多い（四・七石余）のに中上となつているのは
借財が多かつたためである。そのため⑩彦十郎等は農業の間合を
利用して「商仕」り、⑫同弟は奉公に出ている。彼らが上下・中
上に位置づけられているのは、趣法米返上が〇・三〜〇・五石にの

ぼっているように、借米を考慮しての等級判定が影響したからであ
る。

Ⅴ下 この等級は貧農層に該当する。まず検討を加えておきたい
のは④甚六家と⑤喜七郎家である。表10で概観したように、両家と
も持高一四石余にかかわらず農業収支が一石余と少額であり、有米
指数も低い。そして趣法米を見れば④が一・〇〇四石、⑤が〇・四
五八石となつており、④の貧窮化は在地の動向を無視した反動的
な郡政改革の貫徹によつてもたらされたと言えよう。多くの農民の
収穫米（有米）が低位な生産状況にあつて、そのうえ趣法米を取立
てられることになれば貧窮化は必然のことであつた。この層にいた
っても「農業仕候」が多い。⑤で桶屋職、⑥で奉公人一人を放出し
ているだけである。また⑩は「病心ニ而作りも少々仕候」農民であ
り、そのため⑫に田を売り、米六・八石、金貳両を得ている。⑬は
「農業相成不申同地ニ組合中へ懸り作仕候、少々作配仕候」と田地
組合の協力によつて経営が維持されていた。なお⑭や⑮は単なる独
身ではなく、家族生活を営むことさえ困難な経済状態にあつたから
である。

Ⅵ下々 この層になるといっそうミゼラブルになる。表10に明ら
かなように、支出が有米を上まわっている家が四軒もあり、残りの
三軒も黒字を示すものゝいたつて僅少である。家族全員が日雇や奉
公人として存在している点、および持高が零細な点において、⑯⑰
⑱⑲と⑳㉑㉒との二つのタイプにさらに分けることができるが、こ
こでは後者に限らず前者も、恵蘇郡の経済状況に規定された半プロ

層の典型的な形態として理解していききたい。この七軒は明治初年の極難波人別にあげられている点においても共通しており、次にその様相を述べておく。

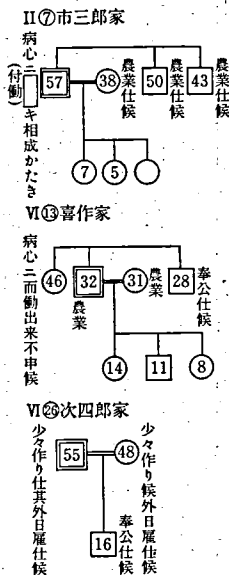


図1 ⑦⑮⑳の家族構成

⑫忠七家は「忠七若年之時父親相果、小供四人召連後家相成、田畑一切懸ケ支配ニ仕候所、追々小供上夫ニ而奉公仕漸渡世仕候」状態であった。⑬で農業に従事しているのは忠七母だけであり、九反余の田畑は田地組合の作配を受け、忠七兄弟は奉公に出ている。⑭喜作家(図1参照)の貧窮化は劣悪な生産条件のほかに、「喜作姉持病血道ニ而足腰不自由」ということにも原因がある。「種々親類組合等立会仕法相談等致シ遣し候得共、兎角難立直し」経営でどうにもならなかった。⑮常平家は農業のみとなっているが、「彼是年々出来米等無少」であるため、「日番歩キ等相勤種々立働」き生計をたてていた。⑯樋次郎家も⑮と同様に病気がちであり、樋次郎女房は「糸績又者日雇仕」り、樋次郎は屋根葺等々の「種々拵」ぎによつて収入を得ていた。しかし「格別の儀者不得仕」、ついに明治二年には「田畑一切五人組へ投出し」、揚り百姓となったのである。

⑳㉑は田畑が霧細であり、必然的に難波化の途しか残されていなかった。㉒新十郎は農間稼として箸を削り、㉓次四郎家(図1参照)では㉑を奉公人として放出し、自ら日雇稼ぎを行なうことによつてかろうじて生活していたのである。また㉔くま家は「家内式人罷居候所、田所無之畑八畝六歩斗所持仕、素方女身故少々稼等ニ而渡世仕候者ニ御座候」状態であった。

表12 慶応元年における庄屋との債務関係

	米	銀
	石	両
Ⅲ⑧周右衛門	0.4	77.5
Ⅳ⑥市太郎	3.0	30
Ⅴ④甚六郎	0.6	15
Ⅴ⑤喜七郎		100
Ⅴ⑩権右衛門		40
Ⅴ⑨広三郎	0.2	5
Ⅴ⑩六右衛門	0.3	64
Ⅴ⑩国吉郎		26
Ⅴ⑩十次郎	0.83	
Ⅴ⑩忠七郎	0.6	1.94
Ⅴ⑩常平	0.6	93.5
Ⅴ⑩樋次郎	0.3	15.7
Ⅴ⑩新十	0.1	
Ⅴ⑩くま	0.007	

注) 庄原市岩竹家文書「万加子覚帳」(元治2年)による。

以上が田原村の分析である。次に以上のことを総括する意味で表12を作成してみた。②と村内農民との債務関係である。ⅤⅥの貧農・半プロ層がその中心であるが、Ⅲ⑧やⅣ⑥も多額の米銀を借りているのは注目されよう。また①も高利貸を行っていた。すなわち「天保十四卯年方安政六未年迄沓ヶ年利足切米ヲ以忒割ツゝ十ヶ年之間取引仕」り、万延元年(一八六〇)から文久二年(一八六二)

までは一割五歩、文久三年からは一割の利足で貸付けていた。⁽¹²⁾このように村役人層と一般農民層(特に貧農と半プロ)とは借米銀を媒介として対立関係にあったのである。⁽¹³⁾

註(1) 「惠蘇郡田原村方指出帳」(庄原市文化財保護委員会「第一期資料集」所収)。

(2) (7)(8)(9)(11) 庄原市岩竹家文書「惠蘇郡田原村形容御尋ニ付内密書出帳」(明治三年)。

(3) 『第一期資料集』。

(4) 頼氏は前掲「民衆思想論」において、割庄屋廃止等の事実をもって、藩権力が「村役人」地主豪農層の村落「支配」活動を制限したと評価されるが、趣法米や三五夫代の存在を考えると賛意がたい。

(5) 表12において②庄屋台右衛門との間に債務関係がないのはその証左である。

(6) 岩竹家文書「万覚帳」(元治二年)。

(10)(12) 岩竹家文書「惠蘇郡田原村奇特者并ニ貧人共申上帳」(明治二年)。

(13) 地主・小作という対立の側面は稀薄であり、村役人層は高利貸の側面が強かった。ちなみに幕末期における小作地率は一〇%前後と推測され(武井博明「幕末期広島藩における一鉄六程営」『芸備地方史研究』四七)、地主・小作関係の展開は低い。これは余剰米の低さのため地主取分が成立しな

慶応三年備後国惠蘇郡百姓一揆の基礎的研究(中山)

かったことに規定されている。本節3・4で明らかになったように、一〇石以上の農民さえその内実には貧窮化しているという現象はこの点に由来する。

二、一揆の過程と構造

1 一揆の展開⁽¹⁾

一揆は慶応三年一月二五日から二月三日にかけて起こった。まず発端から見ていこう。

発端は慶応二年秋、これまで積立ってきた趣法米を神川平助(番組筆頭、三次・惠蘇郡趣法中)が、下原村にある蔵所から「日々数千頭の馬背に二俵づつ負せ門田に向け送り、舟にて之れを三次に下(史料⑩)したことにあった。これは藩当局の命令に従って神川が長州征伐の兵糧米等に差向けたのであろう。農民の不信感は一時的に神川に集中したのである。つまりこの一揆の発端は客観的には、趣法米の処置をめぐる藩権力と農民との対立にあった。おりしも慶応二年は凶作であった。「悪年之饑ニ候得は諸色高直ニ相成」り、「中寄下々は皆々及勝命候而、惣而百姓乞食ニ相成候」(史料⑪)という農民の危機感が発火点となって勃発した。基本的矛盾に、以下に示す農民内部の矛盾が絡みあいつつ展開していくのである。以下、図2にそいながら簡単に経過を述べておく。

一月二五日未明、下村と水越村の境の森高山から下村へ「百姓百人斗出」、それから尾引村、上村へと進んだころにはおよそ三五〇

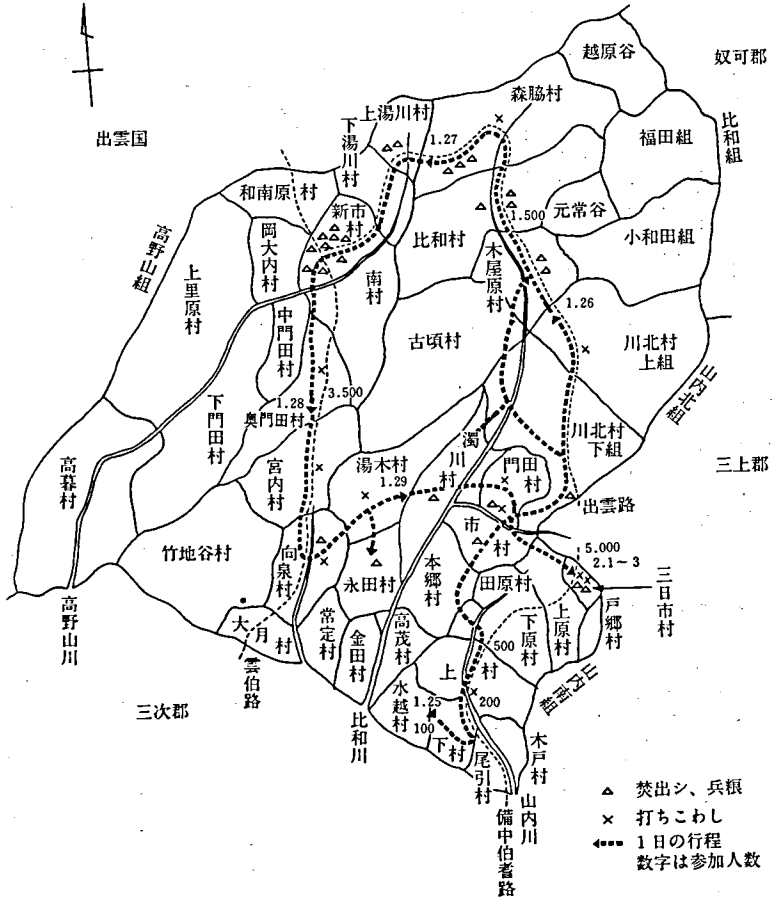


図2 恵蘇郡略図と一揆の過程

人となっていた。上村では「庄屋役人四五人も罷出種々取斗候へ共宍人も聞入候者もナシ」という勢いであった。次いで下原村へ向かった時「神川平助殿おさ多ニ参」ったが、一揆勢は「やれ平助待テト大声上ケテ竹鎧を持」って追払っている。この時人数は五〜六〇〇人に増えていた(史料②)。しかし三日市村の郡役所や神川ら番組宅へは向かわず、図示したように郡内を一周しながら一揆の結集をはかる。これは恵蘇郡における百姓一揆の伝統であった。さて神川を撃退したあと、一揆勢は殿垣内村↓本郷村↓市村↓門田村と抜出しを強要しながら進み、浜口屋伝三郎家の「雨戸ヲ五六枚つきめき」、川北村に入り元常谷庄屋多八宅を打ちこわし、その夜は木屋原村境の山に泊まった。

翌二六日、藩当局は狼狽するのみで何ら方策も打ちだせず、ただ「伝染致し候様之義有之候而者決而不相濟候付、役人共厚尽力いたし其機ニ不相泥

様幾重にも駈引可申」(史料⑩)と、村役人に指示するだけであつた。一揆勢は川北村から二手に分かれて木屋原村へ比和村と進み、森陽村と上湯川村境の王居峠に宿泊した。この日比和村では「人数凡千五六百人」(史料⑩)という勢いを示し、比和村庄屋多郎兵衛が「神川酒造」のため酒造道具破却という制裁をうけている。

翌二七、二八日も焚出しの強要と打ちこわしを行ないながら高野山・口村組を廻村した。なかでも奥門田村庄屋林右衛門は、「平生相応成手元宜敷家」かつ「欲深キ悲道なる者」とされたため、二七日一揆勢のうち三〇〇人ほどが押し寄せ、「物置蔵の戸をたたきめぎ手水迄はね返し、諸支家財不洩無二無三搦めぎ、ふとん三四十枚斗投出し皆焼」き、奪掠のほどをきわめたのであつた(史料⑩)。

さて二九日朝一揆勢は支配の拠点であつた三日市へ出発し、その日の昼から夕方にかけて到着し、二月三日朝まで逗留した。その人数は四く五人(史料⑩)とも、五く六千人(史料⑩)とも言われている。この間の経緯を要領よく記した史料⑩を左に掲げておく。

(一月)廿九日濁川村・門田村通り三日市へ寄来リ、其儘神川平助公之宅を打碎、其日へ上原村・三日市兩村之山ニ止宿、翌二月初日ハ高田米太郎公之宅ヲ打毀、且市中ニハ八谷善五郎・高松屋六平方之酒を飲あらし、此兩家ヲ賄致し漸ク夕方前、寺社并ニ八谷善太兵衛・新市村虎三郎・川北村清三郎仕出、尤差向処ハ願意ハ発頭取り吟味之一条ニ付、其段御聞届可被下候趣ニ而、委細願出様之通ニ而、一ヶ組へ巻通ツ、御聞届之御書下ケ、御代官様御直筆ヲ以御調渡シ被下様其義も御受込に相成候得共、

慶応三年備後国恵蘇郡二百姓一揆の基礎的研究(中山)

夜に入候ニ付其儘止宿、二月二日段々村物代共へ示談ふり、三日九ツ時書付印形致御下ケ之節も相渡も相成、村々ハ三日朝の人別掃村仕候、惣代程相残願之筋追々申出候事ニ相成申候。こうして一揆は発頭の吟味をしないことを約束させて拾取にいたつた。各村からの要求は数百か条にのぼつたが、それは次項で検討することとし、次に一揆の被害者と主体について考察しよう。

表13は現在確認しうる被害者一覽である。その特徴は、第一に庄屋をはじめ村役人が圧倒的に多いことである。役職不明の者が一〇名ほど存するが、彼らも組頭や格付等ならかの形で村役人的地位にあつたと思われる。第二に郡中酒造業者一〇名のうち七軒が被害をうけている。これは「神川酒造」一趣法米の低利融資による醸造、に原因があつた。第三に鉄穴経営で知られる名越三家も兵糧米を強要されている。そして第四に、農民にとって支配の体現者であり、かつ「不正」役人として映じた神川平助・高田米太郎への襲撃があげられる。第一と第三の点は副次的矛盾の表現であり、第四は基本的矛盾、そして第二の点がその両者を表現している。

次に一揆の主体について検討しておく。一揆の首謀者が市村三兵衛・水越村益五郎らであつたことは、「当郡村之百姓共当春不風俗相企追々御吟味被為在候処、市村三兵衛・水越村益五郎等三、四人張本ニ相約候」という文言に確認できるが、彼らの階層はわからない。そこで史料⑩に発頭人名として二五名挙げられているが、その内確認できる二、三名にふれておく。田原村では市太・国蔵が発頭者となっているが、田原村には前節4でみたとおり市太・国蔵なる

表13 一揆による被害者一覧

月日	村名	名前	役職	被害状況	備考	奥換		
						A	B	C
1.25	下村	伴三郎		「戸ヲ擲キめき」		○		
	市村	八谷善右エ門	市村庄屋	社会交際役 市村・瀨川庄屋	禁出シ		○	
	門田村	浜口屋 伝三郎			「竹鎌ニテ雨戸ヲ五六枚つきめき」		○	○
	"	下角屋 蔵六	門田村庄屋	社会交際役 門田庄屋	禁出シ		○	○
	川北村	表清三郎	川北村庄屋	社会交際役 川北村庄屋	禁出シ	酒造	○	○
	"	木ノ下 多八	元常谷庄谷・ 川北村組頭		打ちこわし			○
1.26	木屋原村	岸本 助十郎	年寄上席	年寄上席 比和門年寄	禁出シ、兵根		○	○
	"	忠三郎	木屋原村庄屋		禁出シ		○	
	比和村	隠居屋 多郎兵衛	比和村庄屋	比和庄屋	禁出シ、家財・酒造道具破却	酒造	○	○
	"	川地屋			禁出シ、「多葉粉わらじ」等差出	小間物店	○	
	森脇村	真角 善右衛門			打ちこわし		○	○
	"	吉家真 慎太郎		代官庄屋格	兵根		○	○
	"	上中間 源六	森脇村庄屋	越前谷土屋 森脇村組頭	兵根	名越3家	○	○
"	前中間 嘉十郎			兵根		○	○	
1.27	新市村	上尾道屋 虎三郎	新市村庄屋同格	社会交際役	禁出シ、その他、比和・上湯川で禁出		○	○
	"	下尾道屋 五郎左エ門	新市村・ 和南原村庄屋	新市村年寄、新市 和南原村庄屋	禁出シ	酒造	○	○
	奥門田村	室屋 林右衛門	奥門田村庄屋	奥門田庄屋	禁出シ、物品掠奪、打ちこわし		○	○
1.28	宮内村	中屋 季三郎	宮内村庄屋	宮内年寄	兵根、打ちこわし	酒造	○	○
	向泉村	米屋 万五郎	向泉村庄屋		兵根		○	
	"	田ノ口 義右衛門	向泉村庄屋	向泉村・大月庄 屋・宮内村組頭	兵根、打ちこわし		○	○
	湯木村	八番 与三右エ門			禁出シ、永田村にて兵根	酒造	○	○
1.29	湯川村	(永畑等五軒)			兵根			○
	門田村	浜口屋 伝三郎			禁出シ		○	○
	(在三日市)	神川 平助	番組頭三太・ 恵蘇郡越法中		打ちこわし		○	○
	三日市村	八谷 久太郎	郡中村々米取 取組役	年寄上席、新市 郡中村々米取 取組役	禁出シ		○	○
	"	高畑屋 六平		庄屋格 三日市町組頭	禁出シ	酒造	○	○
2.1	(在三日市)	高田 米太郎	番組頭 恵蘇郡 越法中		打ちこわし		○	○

注1) 奥換史料、Aは「恵蘇郡村々徒党之筋諸控」、Bは「郡中惣百姓騒動一件諸控」(以上岩武家文書)、Cは「恵蘇郡百姓騒動之事」(「庄原市史」)による。なおCによれば、1月26日小和組待業屋も禁出シを行っている。またA、Cによると八谷善右衛門も1月25日、少々ながら禁出シを行っている。1月29日八谷久太郎はBによると善五郎となっているが、親子関係か。

2) 役職の右欄は明治4年における役職(「高野山組村々役人年代録」による)、慶応3年当時の役職は伊吹家文書他による。

者は存在しない。ただ国蔵は確認できるが、わずかに四歳であり発頭とは考えられないから、おそらく市太は⑥市太郎、国蔵は⑦国吉の誤りであろう。前述のように⑧市太郎は中上で持高一三石余・五人頭、⑨国吉は下で六・七石余であり、家族構成をみても半プロとは判断しがたく中・貧農層と規定すべきである。また本郷村では品蔵があげられているが、彼も五人頭であり、少なくとも半プロでないことは確かであろう。

以上三名だけの事例からの速断は許されないが、前節でみた地域像からしても、農民内部あるいは農村社会の矛盾を豪農——半プロに一般化してしまうのは一面的な理解であると言えよう。その証左としてここでは安政元年（一八五四）の史料をあげておく。

昨年已来兎角越訴・直訴・訴訟事多く、悉村合取引筋疑念之趣意ニ而、全夕役人中相手取之意味ニ而、中ニハ越訴等も一分之願出ニ無之、村一統惣代出訴ニ而実ハ御不案之至⁽⁴⁾ニ候⁽⁵⁾

これは調筆役松浦亀之進が割庄屋四人に宛たものであるが、「御不案之至」と言わしめるほどの村方騒動が頻発していたことを想起させる。とともに注目すべきは、それが「一分之願出」すなわちある少数派もしくはある階層のみの訴訟ではなく、「村一統惣代出訴」という事態である。農民内部の矛盾が豪農——半プロに収束しえない理由をこの点に求めておこう。前節でみたような低生産力と支配の強化に規定された恵蘇郡農民の状態を考慮するならば、むしろ（持高別階層把握で言えば）村役人層と一般民層の対立とした方がより正確である。逆に言えば、一般農民層の全般的貧農化現象が村

役人層——一般農民層という対立関係を形成させているのである。一揆の主体は、幕末維新期の多くの農民闘争が半プロ層を中核としていたのに対し、ここでは一般農民層（半プロも含む）が主体であった。

註(1) 庄原市岩武家文書「恵蘇郡村々徒党之節諸控」と「郡中邑

々⁽⁴⁾控

」所載の「郡中百姓共気動心覚」（以下史料⑧とする）、同家文書「郡中惣百姓騒動一件諸扣」（以下⑨）、「恵蘇郡百姓騒動之事」（以下⑩）——「庄原市史」所収、「神川

平助事蹟録」（以下⑪）——前掲協坂論文にも抄録、比婆郡比和町毛利家文書「恵蘇郡村々百姓騒動仕候節書類控」（以下⑫）。

(2) 伊吹家文書「酒造株高酒造渡世醤油渡世書上帳」（明治三年）。

(3) 伊吹家文書「郡中諸扣帳」（慶応三年）。

(4) 岩武家文書「恵蘇郡本郷村当御免割惣算用帳」（慶応元年）、なお五人頭とは恵蘇郡において従来の五人組を五軒組と改組した、その頭のことである。五軒組は五人組よりも年貢上納等に際して、いっそう連帯の強化を付与せしめられた（『広島県史 近世資料編Ⅳ』二二四二号参照）。

(5) 伊吹家文書「御紙上書扣留帳」（嘉永五年）。

2 諸要求と藩権力・村役人

一揆勢は、「当春村々百姓共不風儀取結數百ヶ条願立」といわれるように、のべ数百の要求項目を提出しようである。一揆勢が三日市において「數百ヶ条」の要求をまとめたものを次に示し、一揆の性格と意義を考えていくことにする。

- (1) 「飢饉食」を下げ渡し、その返納は「当年中ニ御返上申候而者一同立行不申」ゆえ、翌年以降にすること。作食米は「他村へ取運候而者失費多分御座候ニ付」「村々地畝」の米を使用するようにし、その「利足之義者九朱ニ而御取斗」らうこと。
- (2) 「諸借錢」「内借証文入」「五人頭受合手形」は「諸返上崩迄」「受置」くこと。
- (3) 「他村他郡ニ而借用」している「掲キ質」を返してほしい。
- (4) 「他村他郡へ売渡シ候田畑」を郡役所が買い戻すこと。
- (5) 「庄屋組頭給料半給料」にして、「筆墨紙・三五夫迄御止メ」ること。
- (6) 「五人頭ハ一同相止メ先規之通り」にすること。
- (7) 「去秋御上城下夫方ニ罷出候節之入用之義」を早急に善処すること。
- (8) 「趣法米之内他郡之借リ米ニ相成居候分」は、「御評議」の上よりしく取計ること。
- (9) 「役人之儀者其村限り被成下、入役之義」は堅く禁すること。
- (10) 「儀右衛門・忠三郎・仁六・孝一郎・幸太郎・官十・柳作・兵八・嘉太郎役筋御止メ」、「伴三郎義者向後ニ至迄役筋相加へ被下問敷」こと。

(1)は「飢饉食」の貸与と作食米の利息を一部から九歩に下げるところを要求したものであるが、藩当局は拒否している。(2)(3)(4)はいわば質地の買戻しと借金の帳消しであるが、(3)(4)は拒否、(2)は「此義判断候」と回答を保留している。(5)(6)(9)(10)は村役人に規制を加えたもので、農民内部の矛盾激化を鋭く表現している。特に(5)の三五夫は「往古る三子、夫与唱エ巷ヶ年三日宛庄屋元江夫役相動来申候」という庄屋への無償労働提供をさすが、すでに天明期ごろから「去年(天明六)以来当村不限村々共同となく心得違、右夫役一向相動メ不申」、一般農民層と村役人層との間に対立が生じていた。寛政二年(一七九〇)郡役所³⁾村役人層は連繫して三五夫を徹底させようとするが、同五年には永田村では「三ヶ夫之勤等我儘ニ而不致、己理分之様及直訴」⁴⁾んでおり、事態の深刻さが看取できよう。その後、三五夫代として三升を庄屋に納める形態にかわっているが、廃藩置県まで撤廃されずに続いている。前節³⁾でみた林右衛門家の諸掛米〇・〇三石は、まさにこの三五夫代を示している(表6)。この三五夫の存続に、村役人層と一般農民層との深刻な社会矛盾を見るべきである。

次に(10)で弾劾された一〇名は「悪徳」村役人として列挙されているが、彼らの日常的具体的な村落「支配」活動は不明である。

当春已来高茂村信太郎・殿垣内村孝一郎・下村伴三郎等御呼出ニ相成、就而者追々御吟味替ニも相成候杯与風説仕、無何与民心相怪居候⁵⁾

右によれば、「悪徳」役人の取調べは全農民の注目すべきところであ

ったことがわかる。しかしその後彼らのほとんどが兼帯庄屋に就任しており、表13と合わせ考えてみても、村役人層に政治的打撃を加えることはできなかった。もちろん村役人に関する中心的要求であった(5)も藩当局によって拒否されたのである。

次に(7)は軍用夫の賃銀を滞側が負担することを求めているわけであるが、一揆の発端にも明らかのように、幕末の政治動向と深くかわっていたことがわかる。(8)は種法米の使途に関するものであり、(1)(7)とともに基本的矛盾から生じた要求である。なお(5)(6)(9)(10)が副次的矛盾の発露されたものとすれば、(2)(3)(4)は両者が絡みあった形態である。

ところでもう一つ村レベルの要求を紹介しよう。これは前節で分折した田原村のものである。

奉願上頭書

(A) 庄屋役代勤□右衛門殿へ本役被仰候様願上候

(B) 御手洗村熊吉三日市村清蔵妻与密通一件ニ付、諸入用米四石二

斗余銀七百弍拾三匁余村方之迷惑ニ落□居候分、早急出方御差

図被仰下候様御慈悲ヲ以奉願上候

(C) 一 新溝御築調ニ相成候所、溝代米御下ケ無之、尤免□丈ケハ御差

次相成候得共、加地子ニ当り迷惑至極ニ仕候、御慈悲ヲ以可然

候様判断奉願上候

附、新溝出来ニ付而者治水□通候向々、米麦者出来おとり年

々迷惑不少義ニ御座候、此段宜為奉願上候

(D) 一 歟下午年迄借受居候義ニ御座候所、代米不都合被下□義ニ付、

慶応三年備後国恵蘇郡百姓一揆の基礎的研究(中山)

当年々右午借主へ御下ケ渡し被下候様奉願上候

(A) 御元利帳并ニ御勘定目録近年一円読聞せ御座候ニ付、何卒百姓共へ得心仕候様、夫々御読聞可被下候様奉願上候

(B) 一 社倉穀近年御貸付相成候処、利足当時者一わりニ候処、五朱取立増ニ相成利足米者何ニ相成候哉、仕払御しらせ被下候様奉願上候

右之ケ条通り御聞届ケ被為遣候様備ニ奉願上候以上

卯二月

八谷善太兵衛殿

川北村庄屋清三郎殿

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

同 市三郎

文意難解の部分もあるので若干の説明を加えておくが、その前に惣代をみておく。前節4によってV④甚六・V⑩広三郎・II⑦市三郎となり、発頭とは意味あい異なるが、等級下のみならず上の⑦も総代となっていることは、村役人層——一般農民層の対立を示すものではなからうか。

さて(A)は父良助にかわって台右衛門を本役にせよという庄屋交替の要求であり、(B)は免割の公正を期すため勘定目録等の公開を要求したものである。また(B)は「密通一件」の諸入用を村割にすることに反発したもので、この一揆が村方騒動を内に孕みつつ展開していったことがわかる。そしてその村方騒動＝農民内部の矛盾の形成は、農村経済の発展から生じた側面よりも、村落構造そのもの内に在していた矛盾(三五夫等々)が、支配の強化と農村経済の停滞的状况とによって激化したところにあった。

(C)は灌漑用水設備を築調したところ、溝代米を免割立てているが、これは「加地子」に当たるため納得できないというもの。(D)は歛下年季中の見取米廃止を要求し、(E)は近年社倉穀の貸付利息が一割から一割五分に引上げられたが、その「利足米者何ニ相成候哉」とその利足米の使途に疑問をいだいたものであった。

これら諸要求に対する藩側の回答は若干を除けば、「右ヶ条之内趣法米取立方、其外數十ヶ条江当り追々判断可遣事ニ相成居候得共、何敷多端之ヶ条由、急ニ難約ニ付先ッ当年之義ハ是迄任来之通」りにするよう明確な回答を避けている。これは諸要求の拒否にはかならないが、慶応三年一二月割庄屋五人へ一六条にわたる条々を下しており、これを一応の藩当局の姿勢とみてよいだろう。これには、「百姓共当春不風俗ニ付而御懸引被下候義ニハ決而無之、時合之所ヲ以御仕法御転法被下候事ニ付」と断わっているが、一揆の影響は大きい。しかしこれは前述した諸要求に必ずしも対応しておらず、また政策全体としてみてもきわめて矛盾にみちており、幕末期藩権力の混乱ぶりがうかがえる。これら全体的な分析は後考を期し、ここでは二、三の項目について検討しておきたい。

表14にその内容を整理してみた。表中の16は要求(D)に、13は要求(4)に対応している。13は「仁政」のためではなく本百姓維持をめざしたものである。ほかにも2312など本百姓維持あるいは農民の保護という側面があるかと思えば、45などそれと矛盾するような事項もみられる。15の条項は「地粟願不容易事ニ付先ッ難相叶事ニ相心得、願出之村々其心得ヲ以仕法立取組事」とあり、先の諸要求の

表14 郡役所→割庄屋への頭書16条(12月6日)

1. 国事周旋中につき「隠和静謐」を守ること
2. 極難決者を揚百姓とすることを禁ずる
3. 難決百姓の保護
4. 貸米の禁止
5. 百姓相統方に関する歎願の禁止
6. 「来春分立入精々相励む」こと
7. 公事訴訟等は「急候分取始」めること
8. 作食米の石数は「誠実之所取約」め報告すること
9. 売上米も同上のこと
10. 普請所の入用米の報告
11. 善太兵衛・久太郎の心付内密書は却下する
12. 「水越村不納人別」は庄屋信太郎の貸米で上納すること
13. 田地は当存より「当人多分愁不相成」程度で藩が買戻し、その代銀は無利足とする
14. 売下米は取立代銀上納の程度に応じ蔵出を許す
15. 地粟は「不容易」につきできない
16. 畑畑・開地の見取米に不当なところがあれば割庄屋の取調べを受けること

(注) 伊吹家文書「郡中諸扣帳」(慶応3年)による

表15 割庄屋→郡役所への頭書27条(10月)

	要 求 事 項	可否
村 役 人 関 連 事 項	4. 割庄屋元下宿賃米は比和・新市・宮内・三日市の4ヶ所へも該当させる	○
	8. 割庄屋の三次宿賃米を郡割入とする	○
	9. 通尻不足は旧来の通り下札にて取立てることに復活させる	
	10. 長百姓・五人頭の出飯米を村負担とする	
	11. 割庄屋・庄屋・組頭等村役人の出飯米を増加する	
	12. 「居宅=而相勤」の出勤は庄屋・組頭とも1日2升の賃米とする	不審
	13. 「差繕事相約候得者」居宅賄であっても1日2升の賃米とする	不審
	14. 郡辻・組辻の出勤は郡割、村辻・人別繕は村割とする	
	15. 郡用にて三次等へ出勤の場合は手遣夫等は禁止、飛脚賃の使用は許可	○
	16. 庄屋の筆墨紙・灯油代は「近年御定之通候而ハ難相凌」につき増加	
18. 割庄屋出飯米の改法		
21. 諸給米の増加		
そ の 他 村 入 用 関 連 事 項	1. 比和・高野山組の操上米駄賃は作食借高の割合で徴収する	○
	2. 軍用夫賃米の処置は藩の指示があるまで、村方で「小内取引」は処理しておく	○
	3. 三次船渡賃米負担半減、しかし「多分之村方」は全額納入	×
	5. 趣法米・作食米の返上は、難渋村にかぎり、延期させる	○
	6. 三次蔵納の村方に何らかの便宜をはかる	○
	7. 三次下宿賃米を負担している村は以前通り免割立とする	○
	17. 五軒組の改法	
	19. 五人頭設置の再考	
	20. 毛上合力米の改法	
	22. 夫割の改法	
23. 組合割の復活		
24. 津出入用米を免割入とする	○	
25. 寺社初穂銀の正米上納化		
26. 1年限りの臨時村辻小入用を免割入とする	○	
27. 「御公人様御昼泊り御賄足銀」を5増倍とする	○	

注) 伊吹家文書「郡中諸扣帳」(慶応3年)による。可否は藩の回答であるが、無印のものは「判断」を示す。なお番号は原史料の順番を示す。

ほかに、地樂しの要求がいくつかの村々で提出されていたことがわかる。地樂し要求はすでに文化年間より存在していたが(頼「老の絮言」)、ここであらたに要求されていることは質地取戻しとともに注目される。前節4とくに⑩忠七・⑪喜作の生産力的諸条件にかんがみれば、地樂し要求は当然のことと言えよう。そのほか8の作食米に関する処置は、事実上要求(1)を拒否する形となっている。以上の点からすれば、この段階における藩権力は農村社会に生起する諸矛盾を解決すべき方策もその意欲すらも持ちあわせていなかったと評価できる。

さて一揆勢はその後、諸要求を撤回するにいたっている。この背景には村役人層の反撃があったと考えられる。そこで最後に、慶応三年一〇月割庄屋から郡役所に提出された頭書(表15)を紹介し、村役人の動向を簡単に検討しておく。下段にみられる村人用関連事項は、基本的に農民的立場に立っているとみてよいが、上段の村役人に関する規定は一揆の要求に逆行する内容である。村役人の出飯米増加、要求(5)で廃止とされた筆墨紙代の増加、さらには「諸給米近年之御定ニ而者難被相行村方も有之」につき増加というように、一揆の要求と真向から対立するものであった。特に12は村役人の特権拡大を露骨に表明したもので、たとえば12は「居宅ニ而相勤并居村ニ而居宅賄之出勤ハ、庄屋組頭共無差別一日式升ツ、但人足不相立」と願ひ出ているが、さすがに藩当局も「不審」として認可を避けている。上段で認可されている項目は三つにすぎないが、割庄屋の要求それ自体に、村役人層——一般農民層の鋭い対立を看取

すべきである。

(註)1 「惠蘇郡村々徒党之節諸控」、「郡中邑」。

(2)(3) 寛政二年「惠蘇郡田原村三子夫之儀御受書印形帳」

(第一期資料集)所収。

(4) 「安芸風土記 卷十五」。

(5) 伊吹家文書「郡中諸扣帳」(慶応四年)。

(6) 「郡中邑」。

(7) 伊吹家文書「御紙上扣帳」(慶応三年)。

(8) 「郡中諸扣帳」(慶応三年)。

(9) 伊吹家文書「御用控」、「御紙上扣帳」(以上、慶応三年)。

(10) 「郡中諸扣帳」(慶応三年)、なお割庄屋五人は、この一〇月の頭書をはじめ、二月七日、同一三日と数回にわたって村役人層の立場からの窺書を提出している。表14の11もそれに類するものであろう。

おわりに

これまでの論述から惠蘇郡百姓一揆の性格と意義について考えておきたい。この一揆が他郡への波及性をもたず、伝統的な廻村方式によって整然と行動しているのを見ると「百姓一揆」としての性格が指摘できる。しかし神川平助の不正追求に端を発したこの一揆は、その内容に固有の村役人層——一般農民層という矛盾を孕み、かつ質地取戻しや公私借財の帳消し、さらには地樂し等々を要求し

ている点において「世直し騒動」的性格も指摘できよう。そうだとすれば、この一揆は「百姓一揆」から「世直し騒動」への転化点に位置している。このことは同時に、慶応三年一月の竹原下市打ちこわしとともに、この一揆はじめて広島藩における「世直し」状況の到来を告げるものであったことを意味している。

また恵蘇郡農村社会に進行していた矛盾は、村役人層と一般農民層との矛盾であった。それは商品生産の発展によって生成されたのではなく、農村の貧窮化、過酷な支配・政策構造の分裂によることろの、村落構造から形成されたのであった。ここで一般農民層としたのは多くの農民が貧窮化している事実と、村役人層との矛盾関係における半プロ層のもつ独自の歴史的役割を検出しえなかつたことによる。この意味において瀬戸内海沿岸地域でみられる「豪農—半プロ」的分解とは対蹠的であり、恵蘇郡において「あらたな階級関係」の形成という事態は認めがたいと言わなければならない。

以上が本稿のまとめである。残された課題はあまりにも多い。明治四年の武一騒動へと至る農村社会と支配の動向、そしてそこに生起する様々な矛盾の展開も重要な課題である。その意味で表14・15は一揆の結末ではなく、その出発点となる。

(一九八二・四・二三成稿)

△付記▽

本稿作成の過程において多くの関係者各位の手をわずらわせた。一九八一年八月、八二年三月の史料調査に際し、比婆郡比和

慶応三年備後国恵蘇郡百姓一揆の基礎的研究(中山)

町毛利敏夫氏、近藤国興氏、藤井哲爾氏、田中佳弘氏、高野町岸博通氏、庄原市本郷町岩武貞正氏、田原町岩竹哲雄氏、庄原市教育委員会土居緑氏には格別の御配慮をいただいたことを銘記し、ここに改めて謝意を表したい。また拙なき草稿の段階から様々な助言・叱正をいただいた広島大学文学部有元正雄先生、岩竹家文書等の存在を教示して下さった鈴木幸夫氏をはじめ、広島近世史研究会の諸先生・諸先輩方の日頃の学恩に深く感謝する次第である。

Fundamental Study on the *Eso-gun Hyakushō Ikki*, Bingo Province in 1867

by Tomihiro Nakayama

Shortly before dawn on January 25th, 1867, a peasants' uprising broke out in the southern part of *Hiroshima-han's Eso-gun*—which lies within the *Chugoku Sanchi*—and quickly spread over the entire *gun*. The aim of the present essay is to consider the character and basis of this *Eso-gun Hyakushō Ikki*.

Insofar as the *Eso-gun* uprising (1) failed to extend outside *Eso-gun* itself, and (2) was mobilized by the traditional technique of having the *ikki* mob move from one village to another, it is possible to regard it as traditional peasants uprising. However, inasmuch as the movement also reflected the inherent contradictions between village officials and the general peasantry —with the *ikki's* demands including the restoration of pawned land, the cancellation of debts, and the equalization of taxes (*jinarashi*)—it can also be regarded as a social reform movement (*Yonaoshi sōdō*). In that sense, the *Eso-gun* uprising represents a transition from the traditional *hyakushō ikki* to the more progressive *yonaoshi sōdō*. Together with the *uchikowashi* movement that broke out in *Takehara Shimoichi* in the same year, then, this *ikki* reveals the first development in *Hiroshima-han* of a general situation that would generate reform.

The basic contradiction developing in the villages of *Eso-gun*, however, was not between village officials and an emerging semi-proletariat, but rather between the officials and the general peasantry. It was the result not of the development of commercial farming, but of an agricultural poverty born of excessive exploitation and the breakdown of the *han's* agrarian policy. The differentiation taking place among the peasantry of *Eso-gun*, therefore, was antipodal to that taking place along the coast of the Inland Sea, and we cannot detect in it the development of a "new class relationship," i. e., the emergence of a capitalist class relationship, in *Eso-gun*.

An Essay on the Classification of the Javanese Muslim in Indonesia

by Seiji Imanaga

What has been mentioned in the previous article is the outline of our investi-